

送風機類

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象とした送風機は、標準仕様書の当該事項に規定する次の機材である。

- ① 遠心送風機（多翼形送風機）
- ② 斜流送風機
- ③ 軸流送風機
- ④ 消音ボックス付送風機

(2) 評価の範囲

(イ) 送風機の形式（形番）は、製品のシリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である

(ロ) 評価対象範囲を以下に示す。

- (a) 遠心送風機（多翼送風機）は、JIS B 8331（多翼送風機）を評価の対象としている。
 - (b) 斜流送風機は、接続する吸込ダクトの径（500mm）までを評価の対象としている。
 - (c) 軸流送風機は、接続する吸込ダクトの径（800mm）までを評価の対象としている。
 - (d) 消音ボックス付送風機は、小形の遠心送風機（呼び番号2未満）または斜流送風機（呼び番号3以下）を評価の対象としている。
- (ハ) 斜流送風機の羽根材質は、鋼板製等の金属製及び合成樹脂製について評価している。
なお、合成樹脂製の機種については、その強度を確認している。
- (ニ) 消音ボックス付送風機の羽根材質は、鋼板製等の金属製、合成樹脂製について評価している。合成樹脂製の機種については、その強度を確認している。

2. 品質・性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。